

松山市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模に関する基準を定める条例（案）の概要について

1. 条例制定の背景

平成 25 年 7 月 11 日に公布された、「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 36 号）により水防法が一部改正され、洪水による浸水想定区域内にあり、避難確保や浸水防止措置を努力義務として行うべき対象として、新たに大規模工場等が規定され、その用途及び規模について、国土交通省令の基準を参酌し、市町村条例で定める必要が生じたため、条例を制定するものです。

2. 大規模工場等の用途及び規模

対象となる大規模工場等

洪水時に必要な措置を行う対象とされる大規模工場は、以下のとおりです。

- ① 浸水想定区域内に存すること
- ② 市町村条例で定める用途及び規模に該当すること
- ③ 上記に該当する大規模工場等の所有者又は管理者からの申出により、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められていること

水防法一部改正の趣旨は、「地域における基幹産業を守る」ことですが、浸水による事業活動上の影響は当該施設の所有者又は管理者の判断を要すること等から、努力義務を課される対象は、あくまでも「申出があった場合にのみ」とされています。

市町村条例で定める用途及び規模（独自基準）

国土交通省令で定める基準とは、水防法施行規則第 3 条において、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものとされていますが、当該基準は参酌基準であり、市町村において条例を定める際には、地域の基幹産業等を勘案して用途を追加又は限定すること、延べ面積の基準を変更すること等、地域の実態を踏まえた基準とすることが可能であるとされています。

これらのことから、松山市では当該基準を以下のとおりとします。

用途及び規模：工場、作業場及び倉庫で、延べ面積が五千平方メートル以上のもの

なお、基幹産業として重要な施設であり、市長が必要と認める場合は、この基準によらず申出の対象となることがあります。

参酌基準と比べると半分の規模となっていますが、地域の基幹産業を守るという趣旨を勘案すると、当市においては適正な基準であると考えています。

3. 地域防災計画に定められた大規模工場等がなすべき事項（努力義務）

大規模工場等がなすべき事項は、以下のとおりです。

- ① 浸水の防止のための措置に関する防止計画の作成
- ② 訓練の実施
- ③ 自衛水防組織の設置

4. 関係法令（抜粋）

水防法及び河川法の一部を改正する法律（水防法該当部分抜粋）

第十五条の見出し中「を確保する」を「の確保及び浸水の防止の」に改め、同条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があつた場合に限る。

第十五条第一項第三号を次のように改める。

三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

（略）

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

水防法 第15条（抜粋）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め

るものとする。ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

(略)

三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

(略)

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

水防法施行規則第3条（参酌基準）

（大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準）

第三条 法第十五条第一項第三号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。